



印刷局
独立行政法人国立印刷局

官報
目次

政令

- 電子記録債権法の施行期日を定める
政令(三四二)

- 特定商取引に関する法律及び割賦販
売法の一部を改正する法律の一部の
施行期日を定める政令(三四三)

- 特定商取引に関する法律施行令の一
部を改正する政令(三四四)
○確定給付企業年金法施行令の一部を
改正する政令(三四五)

省令

- 地方自治法施行規則の一部を改正す
る省令(総務二二八)

- 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止
緊急措置手引書等及び大気汚染防止
検査対象設備に関する技術上の基準
等に関する省令の一部を改正する省
令(国土交通九一)

告示

- 本府監理金融商品取引業者等を指定
する件の一部を改正する件
(金融庁六八)

- 指定統計を作成するために集められ
た調査票の使用に関する件
(総務五八三・五八七)

- 政治資金規正法の規定に基づき、登
録政治資金監査人名簿に登録した者
を公告する件(政治資金適正化委二)

- 日本国に帰化を許可する件
(法務五〇五)

- 保安林の指定施業要件を変更する件
(農林水産一五九〇・一五九三)

- 中小企業信用保険法第二条第四項第
二号の事業者を指定する件
(経済産業一四七)

- 土地区画整理事業の事業計画の変更
を認可した件(国土交通一三二一)

- 砂防法第二条の土地を指定する件
(同一三二二)

- 砂防法第二条の土地の指定を解除す
る件(同一三二三)

- 砂防法第二条の土地を指定すること
もに、平成二十年度から砂防設備工
事を施行する件(同一三二四)

官廳報告

官廳事項

中部地方整備局公示(中部地方整備局)

労働

- 争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)
最低賃金の改正決定に関する公示
(神奈川労働局最低賃金公示三)

褒賞

皇室事項

内閣 内閣府 法務省 財務省 文部
科学省

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、
特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

人事異動
叙位・叙勳

国会事項

官廳

諸事項

公 告

資料

閣議決定等事項

公 告

官廳

公証人法第十三条に規定する公証人
の採用に関する公告、所得税法第一
八〇条の規定に該当しなくなつた外
國法人、南富良野区域特定地域整備
事業実施計画の公告、建設業の營業
の停止命令関係

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令新旧对照条文

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十
八号）（抄）
(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

（ふん尿等浄化装置）

第三十八条 ふん尿等浄化装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一 当該装置からの排水が次に掲げる基準に適合する性能を有するものであること。

イ 水素イオン濃度が、六以上八・五以下であること。

ロ 生物化学的酸素要求量が、一リットル当たり二十五ミリグラム以下であり、かつ、化学的酸素要求量が、一リット

ル当たり百二十五ミリグラム以下であること。

ハ 浮遊物質量が、一リットル当たり三十五ミリグラム以下であること。

ホ 塩素を使用するふん尿等浄化装置にあつては、残留塩素が、一リットル当たり〇・五ミリグラム以下であること。

ト ハ 浮遊固形物が、当該排水に含まれないこと。

二 船舶内において発生するふん尿等の浄化のための十分な能力を有するものであること。

ふん尿等浄化装置を設置する船舶には、当該ふん尿等浄化装置の取扱い及び保守に関する説明書を備えていなければならぬ。

21

（ふん尿等浄化装置）

第三十八条 ふん尿等浄化装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一 当該装置からの排水が次に掲げる基準に適合する性能を有するものであること。

イ 生物化学的酸素要求量が、一リットル当たり五十ミリグラム以下であること。

ロ 浮遊物質量が、一リットル当たり五十ミリグラム以下であること。

ハ 大腸菌群数が、百ミリリットル当たり二百五十個以下であること。

ホ 塩素を使用するふん尿等浄化装置にあつては、残留塩素が、一リットル当たり〇・五ミリグラム以下であること。

ト ハ 浮遊固形物が、当該排水に含まれないこと。

二 船舶内において発生するふん尿等の浄化のための十分な能力を有するものであること。

ふん尿等浄化装置を設置する船舶には、当該ふん尿等浄化装置の取扱い及び保守に関する説明書を備えていなければならぬ。